

堺市軽費老人ホーム等事務費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺市長

印

年 月 日付け 第 号による堺市軽費老人ホーム等事務費補助金の交付決定については、
年 月 日付け変更申請に基づき次のとおり変更したので、通知します。

補 助 年 度	年度
当 初 交 付 決 定 額	円
変 更 交 付 決 定 額	円
差 領	円

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金は、施設を運営するために必要な、職員給料、職員賞与、退職給付、社会保険料事業主負担金、旅費交通費、消耗品費、修繕費、委託費、その他事務費支出として認められる経費、保健衛生費及び人件費積立、修繕積立、備品等購入積立並びに本部繰入金に充当すること。
- (7) 「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（取扱基準）」（平成20年5月30日付け老発第0530003号厚生労働省老健局長通知別紙）の改正等により、申請内容を変更しようとするとき及び市長から指示があったときは、別に定める堺市軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書を市長に提出すること。
- (8) 補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした帳簿等関係書類を整備し、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (9) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。